

土地基本方針・国土調査事業十箇年計画の策定

- 令和2年3月に成立・公布の「土地基本法等の一部を改正する法律」により、
 - ・人口減少時代に対応した土地政策の総合的な推進を図るため、施策の具体的な方向性を示す「土地基本方針」を新たに策定するとともに、
 - ・地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、令和2年度を初年度とする「国土調査事業十箇年計画」を「土地基本方針」に即して策定することとされている。

土地基本方針

土地基本法関係

概要

- 改正土地基本法で規定される理念や基本的施策に基づき、関係省庁が一体性を持って土地政策を講じることができるよう、土地基本方針において今後の当面の施策を具体化（社会経済情勢の変化、施策の進捗等を踏まえて適時見直しを実施）

主な内容

- **低未利用土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導**
 - ✓ 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための税制特例措置やランドバンクの活用等の推進
- **管理不全土地等対策の促進等を図る取組の推進**
 - ✓ 管理不全の空き地・空家対策の推進
 - ✓ 法務省における民法・不動産登記法改正の検討（相続登記の申請の義務化、共有制度・財産管理制度・相隣関係規定の見直し等）
- **土地の境界及び所有者情報の明確化**
 - ✓ 国土調査事業十箇年計画に基づき、新たな調査手続の活用、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑化・迅速化
 - ✓ オンライン化の取組も含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備・充実

土地基本方針に即して策定

国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）

国土調査法等関係

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載
- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定
- これまで用いている「対象地域全体での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域*での進捗率」を提示

*土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域（大規模な国公有地、手を入れる必要のない天然林等）を除く地域

計画事業量

- 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率
現在：79% → **10年後：87%**
(約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
現在：52% → **10年後：57%**
(約6割)